

意見書案第 12 号

第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求め
る意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成19年12月17日提出

提出者	長沼町議会議員	栗 木 睦 男
賛成者	〃	山 本 克 己

長沼町議会議長 駒 谷 広 栄 様

第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める意見書

地方分権改革推進法の成立以後、地方分権改革推進委員会における検討、全国知事会の「第二期地方分権改革への提言」など、第二期地方分権改革の議論が進んでいます。

しかしながら、三位一体改革により進められた施策の結果、地域にどのようなことが生じたかを責任ある各機関はまず検証し、その実態を明らかにすることが必要である。これなくしては、またしても同じ轍を踏み、まさに地方の切捨てといわざるを得ない状況になりかねない。

本道町村部に住む私たちは、三位一体の改革の結果、大企業が立地する人口密集地域と第一次産業や中小企業を主体とする地域との格差、いわゆる都市と地方の地域間格差が拡大したと考えています。このため第一次産業の振興を通じての食料等の供給や、国土の保全を通じての治水利水防災機能の維持などで国民生活の安全・安心を支えている地方は、財源不足から将来を見据えた効率的な産業構造への転換や生活条件の改善など必要な施策を打てずに危機感を募らせています。このような都市と地方の地域間格差が存在したままでは、わが国全体として安定かつ健全な社会を維持していくことは困難となると言わざるを得ない。

このことから、第二期地方分権改革の実施にあたっては、地域間格差が解消されるよう、次の事項について強く要望します。

記

- 1 三位一体改革がもたらした地域間格差を十分検証し、本道の地方公共団体の厳しい財政状況が改善される方向となるよう慎重な議論をすること。
- 2 施策ニーズにおける地域ごとの差異に配慮することなく、漫然と補助金廃止により税源移譲の原資を生み出し全国に画一的に分配することでは、本道のような極めて特異な自然、社会条件下で

施策展開する地方自治体にとっては、必要な施策を適時的確に実施することが極めて困難となる。よって、社会経済基盤整備など施策ごとの特性及び地域ごとの施策ニーズの特性を十分考慮し、必要な施策が確実に実施できるよう補助金等の扱いについては慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月17日

長沼町議会議長 駒谷 広 栄

提出先

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 各 通
総 務 大 臣
財 務 大 臣
北 海 道 知 事